

令和7年2月5日

共 産 党

神宮外苑地区の再開発の中止を求める意見書（案）

令和5年に東京都によって施行認可された神宮外苑地区の再開発は、（宗）明治神宮、（独）日本スポーツ振興センター、伊藤忠商事（株）、三井不動産（株）が貴重な樹木を伐採し、高層ビル3棟を建設するほか、歴史的建造物である神宮球場と秩父宮ラグビー場を解体し、新規建設するものである。伐採されずに移植される樹木もあるが、それらの樹木も大きなダメージを受けることが専門家によって指摘されている。また、約190mもの高層ビルを建てることによる日照、強風などの影響は小さいものではない。さらには、100年近く親しまれてきた歴史的景観が損なわれることになる。

神宮外苑は都心に残された貴重な自然環境であり、100年近い歴史を誇る文化遺産である。そのため、自然を破壊し、歴史的、文化的価値を損なう計画は認めることはできないと、付近の住民をはじめ、広範な都民、専門家などから反対の声が上がっている。また、ユネスコの諮問機関である国際記念物遺跡会議（イコモス）から、危機的な状況に直面する文化的遺産に対して出される警告である「ヘリテージ・アラート」が発出されるなど、国際的な識者からも、再開発に対して警告が投げかけられている。世界では都市の緑を保全し、既存の建物を長く有効に使うことが潮流になっているが、神宮外苑地区の再開発計画は、これに逆行するものに他ならない。

また、東京都は、都市計画公園に指定されている明治神宮外苑で、高層ビル建設を伴う再開発を行うために、公園まちづくり制度を用い、都市計画審議会で公園指定を解除した。民間の土地所有者、事業者のために、都市計画決定を歪めて、便宜をはかることは、都民の合意を得られるものとは到底言えないものである。東京都は、神宮外苑の再開発は「都が行う事業ではない」と言っているが、東京都の責任は重大である。

よって、板橋区議会は、東京都に対し、神宮外苑地区の再開発を

中止するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

年 月 日

東京都板橋区議会議長名

東京都知事 宛